

整理番号	1-2-7-1
------	---------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所土地賃貸料 ( 7月分)		
年 月 日	令和3年7月1日～令和3年7月31日	金 額	50,000 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  年額120万円のため月額100,000円  領収証原本は令和3年1-2-4-1に添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と1/2按分のため	100,000 円	1/2	50,000 円
		50%	



( 整理番号 1-2-4-1 )

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請願費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所土地賃貸料 ( 4月分)		
年 月 日	令和3年4月1日~令和3年4月30日	金 額	50,000円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》 年額120万円の月額10万円

領 収 証 No. 令和3年4月1日

植田 徹 様

¥ 1,200,000

但 富士市厚原1346-7の土地賃借代金として  
( 令和3年4月1日~令和4年3月31日までの1年分 )  
上記正に領収いたしました

内 訳  
現金  
小切手  
形 式  
消費税額 ( 96)



〒419-0202 静岡県富士市久沢853番地の1  
株式会社 悠 豊  
代表取締役 植田 秋 弥  
TEL 0545-71-9601 FAX 0545-71-9603

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と1/2按分のため	100,000円	1/2	50,000円
		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品費 (コピー機トナー代)		
年 月 日	令和3年7月5日	金 額	22,000円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>複合機(コピー機)T2000 用トナー黒 大成事務機 富士市厚原 1367-4 44,000円×1/2=22,000円</p> <p>領収証別添付</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と1/2按分のため	44,000円	1/2	22,000円
		50%	

1-2-7-2

領収証

No. \_\_\_\_\_

植田とおる事務所 様

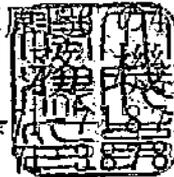
3年 7月 5日

金額 444000-

内 複合機トナー代として  
消費税等 上記正に領収いたしました

現金		

静岡県富士市厚原  
大成事  
TEL 0545-



WISA00 ES0809

納品書

No. N21062801

令和3年 6月 28日

植田とおる事務所

大成事務機

〒419-0201  
静岡県富士市厚原1367-4  
TEL. 0545-71-7187 FAX. 0545-71-3878

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
複合機T2000C用トナー黒	1	本	40,000	40,000	保守含む
消費税	1		4,000	4,000	
7/5 支払					
合 計				¥44,000	

摘要:

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・植田 徹)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	富士山観光ビューロー年会費		
年 月 日	令和3年7月8日	金 額	10,000 円

会の趣旨・目的	別添定款の一部写しのとおり
会の活動内容等	別添定款の一部写しのとおり
政務活動・県政との関連性	富士山観光は県政の重要な課題
<<領収書貼付枠>>  7月8領収 令和3年4月～令和4年3月 12ヶ月分充当	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・ <u>その他</u> (定款の一部写し) 令和2年1-2-9-2参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する	10,000 円	100%	10,000 円

1-2-7-3

一般社団法人富士山観光交流ビューロー 会費納入依頼書兼領収書 178

植田 徹 様

¥ 10,000

※ご希望の口数  
をご記入ください

但	令和3年度	会費
	口	円

上記の通り領収いたしました

請求日 令和3年7月1日

納入期限 令和3年9月30日

※取扱収納機関印又は受取印なきものは無効



収納機関出納印



領  
収  
書

静岡県富士市川成島654-10

一般社団法人

富士山観光交流ビューロー

理事長 牧田一郎

電話 0545-64-3776



1-2-7-3

富 視 ビ 第 15-1 号  
令 和 3 年 7 月 1 日

一般社団法人  
富士山観光交流ビューロー 会員 様

一般社団法人  
富士山観光交流ビューロー  
理事長 牧田 一郎

令和3年度 会費納入について (お願い)

日頃より、当ビューローの運営には多大なる御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、経済活動へも大きな影響を与える中、会員の皆様におかれましては、日々の経営にご尽力されていることとお察しいたします。

大変厳しい経済情勢の中、誠に恐縮ではございますが、当ビューローの運営の基盤となります令和3年度の会費の納入につきまして、下記のとおりお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

今後も、刻一刻と状況が変化する中、私共も、総力を挙げて会員の皆さまのお力になれるよう尽力してまいりますので、お手伝いできることがございましたら、遠慮なく、相談いただきたく存じます。

記

- |         |       |                    |            |
|---------|-------|--------------------|------------|
| 1. 金 額  | 正 会 員 | 1 口 10,000 円       | 1 口以上      |
|         | 特別会員  | 2 口 10,000 円       | 2 口以上      |
| 2. 振込口座 | 金融機関  | 富士信用金庫             | 田子浦支店 普通預金 |
|         | 口座番号  | 0223766            |            |
|         | 名 義   | 一般社団法人富士山観光交流ビューロー |            |
|         |       | 会員 理事長 牧田一郎        |            |
| 3. 納入期限 |       | 令和3年9月30日 (木)      |            |

※誠に恐縮に存じますが、富士信用金庫 (納付書による) 以外の金融機関からのお振込み手数料は、貴負担にてお願いいたします。

一般社団法人富士山観光交流ビューロー  
〒416-0939 静岡県富士市川成島 654-10  
TEL0545-64-3776 FAX0545-62-0464  
担当 XXXXXXXXXX

# 一般社団法人 富士山観光交流ビューロー

## 定 款

平成29年10月1日

### (総則の設け)

第6条 当法人は、その機関として、役員会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

### (会員の類別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 特別会員 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体又は市町村観光・観光関連団体
  - (3) 名誉会員 当法人に功勞があったもの又は学識経験者で総会において推薦されたもの
- 2 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日号外法第48号以下「法人法」という）上の社員とする。
- 3 会員の権利については、別設1に定めるところによる。

### (入会)

- 第8条 正会員又は特別会員になろうとする個人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。
- 1 入会は、理事会の承認を得なければならない。
  - 2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する者1名（以下「指定代表者」という）を定め、理事会に届け出なければならない。
  - 3 第1項の入会申込書の記載事項の変更又は指定代表者に変更があった場合は、速やかに別に定める変更書を理事会に提出しなければならない。
  - 4 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員になるものとする。

### (会費)

- 第9条 会員は、当法人の目的を達するために会費を納付しなければならない。ただし、名誉会員及び理事会の依頼を経て理事会が別に定める正会員又は特別会員については会費の納付を免除することができる。
- 1 会費の額および徴収方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。
  - 2 会費は、個人法上の経費とする。

## 一般社団法人富士山観光交流ビューロー一定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人富士山観光交流ビューローと称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県富士市川成島654番地の10に置く。  
2 当法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 当法人は、富士山に代表される、富士市及び周辺地域の観光交流資源を活用し、多様な主体の連携のもと、観光交流、物産振興及びコンベンションに関する事業を推進することによって、地域の経済発展や文化振興、相互理解の促進に寄与し、「住んでよし、訪れてよし」の地域実現の一助となることを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域をエール活動及び誘客活動
- (2) 地域の観光交流情報の収集、整理及び発信
- (3) 観光交流受け入れ施設の整備、観光交流商品開発及び人材育成
- (4) 会議・大会等のコンベンションの施設整備及び受け入れ施設の整備
- (5) 観光交流の発展的な推進のための意識啓蒙
- (6) 旅行業法に基づく旅行業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯し又は関連する事業

### (公告)

第5条 当法人の公告の方法は、電子公告とする。  
2 やむを得ない事由等により、電子公告によることができない場合は、新聞において発行する新聞新聞に掲載する方法による。

1

### (資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し、退社する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始または保護開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散もしくは破産したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき、又は期限を定めて督促しても支払わなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

### (退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理事会の決議を経て、理事会が別に定める退会書を理事長に提出して、いつでも退会（以下「退社」という）することができる。

2 前項の退会書は、退会の効力発生日の1か月前までに、当法人に対して提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

3 退社しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

### (除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の指決によりこれを除名することができる。

- (1) 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は、当法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁償の機会を与えなければならない。

### (提出品の不返還)

第13条 一旦納入した会費その他の提出品は、返還しない。

1-2-7-3 (1-2-8-2)  
(1-2-6-8)

(役員名簿)

- 第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した役員名簿を作成する。
- 2 役員名簿をもって、法人上の役員名簿とする。
- 3 当法人の役員に対する通知又は催告は、役員名簿に記載した住所（役員が当法人からの通知又は催告を受ける住所又は連絡先を当法人に通知した場合は、その住所又は連絡先）に応じて送るものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の構成及び議決権)

- 第16条 社員総会（以下総会という）は、第7条第1項に定める正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって構成する。
- 2 正会員等は、各1票の議決権を有する。

(総会の権限)

- 第16条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項のうち次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 入会の手続き並びに会費及び入会金の金額
  - (2) 会員の除名
  - (3) 役員並びに会計監理人の選任及び解任
  - (4) 役員報酬の額又はその決定
  - (5) 各事業年度の決算報告
  - (6) 定款の変更
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び取得
  - (8) 解散
  - (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
  - (10) 退職金について総会に付した事項
  - (11) 前各号に定めるもののほか、法人憲に規定する事項及びこの定款に定める事項。
- 2 総会は、法人上の社員総会とする。

- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第3項の決選を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(総会の出席義務)

- 第21条 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって委嘱し、若しくは他の正会員等を代理人として決選を委任することができる。この場合において、前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 2 会員は、前項の書面をもって決選又は委任に代えて、当該議決又は委任を電磁的方法により行うことができる。

(総会の議事録)

- 第22条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員等の出席状況並びに出席した正会員等の数及び氏名（御座れば決選及び決選権を有する場合は、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項。
  - (4) 議事の経過の概況及びその結果。
  - (5) 議決事項の採否に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその総会において選出された副議長等署名人名簿及び封印をしなければならない。
- 3 議事録は、総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の種類)

- 第28条 当法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上25名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 3 理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長とする。
- 3 前項に定めるもののほか、当法人に専務理事及び常務理事を置くことができる。

(総会の種類及び開催)

- 第17条 当法人の総会は、定例会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定例会は、毎事業年度の終了後1か月以内に招集し、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員等の総数の1分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 第25条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(総会の招集)

- 第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 召集日は、当法人の主たる事務所の所在地とする。
- 3 理事長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、正会員等に対し、会費の時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。
- 5 希望する正会員等に対しては、前項の書面をもって総会招集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。

(総会の議決)

- 第19条 総会の議決は、理事長がこれに当たる。理事長に専断あるときは、その総会で議長を選出する。

(総会の定足数及び議決)

- 第20条 総会は、正会員等の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 総会の議決は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員等の総数の過半数をもって決する。この場合において、議長は議決に加わる権限を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の過半数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散

(役員を選任)

- 第24条 理事および監事は、正会員及び特別会員（同項において指定代表者）の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することと妨げない。
- 2 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事長の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1人とその組織上の他特別の関係にあるものは、理事となることが出来ない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にあるものであってはならない。

(役員の種類)

- 第25条 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を輔佐し、理事長に専断があるときは、理事長があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を輔佐し、当法人の業務を代行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担し実行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) 当法人の会計を監査すること
  - (3) 会計及び業務の執行につき、理事会並びに総会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長若しくは総会の招集を請求し、又は理事会若しくは総会を召集すること

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 猶予として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了の時までとする。
- 4 職員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の終了時と同じとする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了により退任した場合であっても、職員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を代行し権利義務を有する。

1-2-7-3 (1-2-9-2)  
(1-2-6-5)

### 第5章 理事会

#### (役員の評任)

第27条 役員は、総会において、正会員及び特別会員の総数の5分の2以上の議決に基づき、これを解任することができる。  
2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (顧問)

第28条 当法人に、顧問5人以内を置くことができる。  
2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が推薦し、総会において選任の決議を受ける。  
3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。  
4 顧問については、第26条1項及び前条の規定を準用する。この場合において、第26条1項中「理事」とあるのは「顧問」と、前条中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

#### (報酬)

第29条 役員及び顧問は、報酬とする。ただし、常勤の役員については有給とする。役員及び顧問は、その報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、総会の決議をもって定める。  
2 役員及び顧問には賞与を併用することができる。  
3 前2項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (理事の利益相反)

第30条 理事が次の取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。  
(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の譲渡に属する取引  
(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引  
(3) 当法人がその競争の業務を保護すること、その他理事以外の者との間における当法人と、その競争との利益が相反する取引

#### (定款等に関する規定の準用)

第36条 理事会については、第20条から第23条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員等」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

#### (委員会)

第37条 理事長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て委員会を置くことができる。  
2 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### 第6章 基金

#### (基金の設置)

第38条 当法人は、基金を引当する旨の決議をすることができる。  
2 拠出された基金は、当法人が消耗するまで返還しない。  
3 基金の拠出者は前項の期日までにその返還を請求することはできない。  
4 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所、返還の方法その他の必要な事項を指図人において別に定めるものとする。

### 第7章 計算

#### (事業年度)

第39条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

#### (事業計画及び収支予算)

第40条 理事長は毎事業年度開始日の前日までに事業計画及び収支予算を作成しなければならない。  
2 理事長は前項の規定により事業計画及び収支予算を作成したときは理事会の決議を経てその後最初に招集される総会において承認を得なければならない。これを承認する場合も同様とする。  
3 前項の規定にかかわらず、総会の承認を得ることができないときは、理事長は、議会の承認を得られるまで、前年度の予算に準じて収入又は支出をすることができる。  
4 前項の収入及び支出については、その事業年度の収支予算案の承認を得る総会においてその承認を得なければならない。また、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (理事会の構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (理事会の権限)

第32条 理事会は、この定款に別記するもののほか、次に掲げる事項を決議する。  
(1) 総会に付属すべき事項  
(2) 当法人の業務執行に関する事項  
(3) 理事の職務執行の監督に関する事項  
(4) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解任に関する事項

#### (理事会の組織及び任期)

第33条 理事会は、議長理事及び常務理事の2議とする。  
2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。  
3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。  
(1) 理事長が必要と認めたとき。  
(2) 理事長以外の理事から総会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に提案の請求があったとき、又は理事が提案したとき。  
(3) 第25条第5項第4号の規定により選挙から提案の請求があったとき、または理事が提案したとき。

#### (理事会の招集)

第34条 理事会は、第25条第5項第4号の規定により理事が招集する機会を除き、理事長が招集する。  
2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。  
3 理事会を招集するときは、選挙及び監事に対し、会議の日時、場所、目的および議題の事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。  
4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第25条第2項を準用する。

#### (理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (事業報告及び決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後、当法人の事業報告及び決算について、次に掲げる書類及び第1号から第3号までに掲げる書類の付属明細書を作成しなければならない。  
(1) 事業報告  
(2) 貸借対照表  
(3) 損益計算書  
(4) 財産目録  
2 理事長は、前項の書類を作成したときは、監事の選任を受けた上で理事会の承認を経て総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。  
3 前項の書類及びその付属明細書は、当法人の主たる専務所に10年間備え置くものとする。

#### (剰余金の不配当)

第42条 剰余金の配当は行わないものとする。

#### (剰余財産の帰属)

第43条 当法人が解散し、清算した剰余財産がある場合は、その剰余財産は、次のいずれかに帰属するものとする。  
(1) 当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人  
(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する「公益性社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第49条第5条第17号イからトまでに掲げる法人  
(3) 同若しくは地方公共団体

### 第8章 事務局

#### (事務局の設置)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には事務局長の他必要な職員を置く。  
3 事務局長は、当法人の事務を統括する。  
4 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、当法人の事務を処理する。  
5 事務局の職員は、理事長が任命する。  
6 前項に規定するものはかつ事務局及び職員に關して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

1-2-7-3 (1-2-9-2)  
(1-2-6-5)

(附付け帳簿及び書類)

第46条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事及び顧問の名簿
  - (4) 事業計画及び決算に関する書類
  - (5) 事業報告及び決算に関する書類
  - (6) 定款に定める機関の理事に関する書類
  - (7) 理事、監事及び顧問の取組書
  - (8) 職員の名簿及び取組書
  - (9) その他の要な書類
- 2 前項第1号から第8号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しななければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において総正会員等の半数以上であって総正会員等の総決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(組織の解散)

第47条 当法人の解散については法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総会員等の半数以上であって、総会員等の総決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することとなる。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この定款に規定するもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別利益の禁止)

第49条 当法人は、当法人に利益の喪失若しくは損害をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらのものの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に關して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成24年8月31日までとする。

別表1 会員の権利等

区 分	正会員		特別会員
	団休	個人	
・総会における議決権	○	○	○

\*「個人情報保護法」に則ると併に、本人の同意を尊重して対応

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・記録簿等購置費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査研究		
年 月 日	令和3年7月12日	金 額	7,860 円

目 的	下記のとおり調査研究
使 途	交通費 (JR新幹線回数券)
政務活動・ 県政との 関連性	県事業の内容や進捗状況を確認し、政策提言に活かす。

《領収書貼付枠》

(7月12日 回数券領収証 7,860円)

7月12日→回数券NO.1～NO.2を使用 (2,620円) →議員総会  
 7月13日→回数券NO.3～NO.4を使用 (2,620円) →健康福祉部へ富士市要望  
 7月15日→回数券NO.5～NO.6を使用 (2,620円) →経済産業部金融課

商工

7,860円

領 収 書

Receipt \_\_\_\_\_ 様

領収年月日 2021.-7.12

金 額 ¥7,860 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
 (30052 8枚)  
 東海旅客鉄道株式会社  
 (東)新富士駅  
 新富士駅 MW805 発行 40053-02

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,860円	/	
		100%	7,860円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報確保・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査研究		
年 月 日	令和3年7月19日	金 額	7,860 円

目 的	下記のとおり調査研究
使 途	交通費 (JR新幹線回数券)
政務活動・ 県政との 関連性	県事業の内容や進捗状況を確認し、政策提言に活かす。

《領収書貼付枠》

(7月19日 回数券領収証 7,860円)

7月20日→回数券NO.1～NO.2を使用 (2,620円) →交通基盤部都市計画課

7月26日→回数券NO.3～NO.4を使用 (2,620円) →くらし環境部 廃棄物課

7月28日→回数券NO.5～NO.6を使用 (2,620円) →教育委員会総務課 リサイクル

7,860円

領 収 書

様

Receipt \_\_\_\_\_

領収年月日 2021.-7.19

金 額 ￥7,860 (消費税等込み)

[クレジット払い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60041,8枚)

東海旅客鉄道株式会社 印紙税申告納

(東)新富士駅 付につき名古屋中村

新富士駅 MW804 発行 00042-02 税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,860円	100%	7,860円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 7 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・ 植田 徹 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	3,429円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 植田 徹

《領収書貼付枠》

7月22日 土屋燃料(株) 富士市厚原字道下22-1 6,858円×1/2=3,429円



糸肉品畜(領収書)  
土屋燃料株式会社  
富士SS  
静岡県富士市厚原道下22-2  
TEL:0545-71-3990  
2021/07/22(木)07:44

IC 様  
VISA/Master  
売上 マイナビカード

111000 ¥6858  
43.68L @157.0 L-8 N-23  
(内ガソリン税 @59.8 ¥2350)  
3円割引クーポン適用(185483)  
3円/9割引 済み

小計 ¥6,858  
(10%対象 ¥6,858)  
内消費税 ¥623

**合計 ¥6,858**  
承認No. 0003636  
支払方法 一括

事前引 OK  
端末処理番号 121B5  
VISA/CREDIT  
A000000031010

※本書保管上のお願!!!  
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願い致します。  
毎月15日はTポイント3倍デー!  
No.6579 担当:0006  
POS番号01  
2021/07/22

案分の理由 私用と1/2按分のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,858円	1/2 %	3,429円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請接待等諸費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b>		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和3年7月1日～令和3年7月31日	金 額	210,000 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	7月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>合計 210,000円であるので、会派内規により限度額210,000円を充当する。</p> <p>領収書は別添付</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動・2名固定 給、1名実績	210,000円	100%	210,000円

1-2-7-7

給与支払明細書

令和 3 年 7 月分

氏名	給与	手当			支給額 合計	控除			差引 控除額	受領印
		手当	手当	手当計		社保		控除計		
	85,000				85,000					

給与支払明細書

令和 3 年 7 月分

氏名	給与	手当			支給額 合計	控除			差引 控除額	受領印
		手当	手当	手当計		社保		控除計		
	85,000				85,000					

給与支払明細書

令和 3 年 7 月分

氏名	給与	手当			支給額 合計	控除			差引 控除額	受領印
		手当	手当	手当計		社保		控除計		
	40,000				40,000					

雇用実績表

7月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	木	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
2	金	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
3	土			
4	日			
5	月	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
6	火	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
7	水			
8	木	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
9	金	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
10	土			
11	日			
12	月	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
13	火	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
14	水			
15	木	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
16	金	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
17	土			
18	日			
19	月	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
20	火	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
27	火	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
28	水			
29	木	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
30	金	2.5	2.5	政務調査に関わる作業及び県議会だより発行に伴う作業全般
31	土			
計		40.0	40.0	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年7月30日  
会派・議員名 自民改革会議 植田 徹

[政務活動費充当計算] ①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)[ 40.0 時間 分] × 単価[ 1,000 円] = 40,000 円

②総支給額[ 40,000 円] × 40.0 / 40.0 = 40,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報提供費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(令和3年7月分)		
年月日	令和3年7月1日～ 令和3年7月31日	金額	5,102 円

目的	県政に関わる情報収集
使途	7月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関わる情報を収集し、政策や質問の参考にする
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>安倍新聞店 7月分 5,102 (8月2日引き落とし)</p> <p>静岡新聞セット 3,300 円</p> <p>ふじニュース 980 円</p> <p>岳南朝日富士版 822 円</p> <p>別添通帳コピー参照</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動に かかるもの	5,102 円	100%	5,102 円

1-2-7-8



ATMをご利用の際は  
矢印の方向から挿入してください。

普通預金 .6

年	月	日	取振店
01	03-05-27	[REDACTED]	678
02	03-05-01	[REDACTED]	120
03	03-06-10	[REDACTED]	120
04	03-05-28	[REDACTED]	120
05	03-05-28	[REDACTED]	120
06	03-06-30	[REDACTED]	120
07	03-07-01	[REDACTED]	120
08	03-07-12	[REDACTED]	120
09	03-07-26	[REDACTED]	120
10	03-08-02	アパマンバンク	5,102
11	03-08-10	[REDACTED]	678
12	03-08-10	カード/DCMX	88,845

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

\*他店手形・小切手等を入金されたときは、  
「お引き出し金額」欄に払い戻しができる  
日にちが表示されます。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等寄附・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費)・人件費		
内 容	電気料金 ( 7 月分)		
年 月 日	令和 3 年 8 月 10 日	金 額	5,065 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>従量電灯B 7,296 円                  低圧電力 2,834 円                  7,296 円 + 2,834 円 = 10,130 円                  領収金額 = 10,130 円 × 1/2 = 5,065 円</p> <p>通帳等と、明細書別添付</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と 1/2 按分のため	10,130 円	1/2	5,065 円
		%	

1-2-7-9



ATMをご利用の際は  
矢印の方向から挿入してください。

普通預金 .6

年	月	日	摘要(お客さま名)	お引き出し金額	お預け入れ金額	お預け入れ残高	取引店
01	03	05-27					678
02	03	06-01					120
03	03	06-10					120
04	03	06-28					120
05	03	06-28					120
06	03	06-30					120
07	03	07-01					120
08	03	07-12					120
09	03	07-26					120
10	03	08-02					120
11	03	08-10					678
12	03	08-10	カート*/DCMX	88,845			120

13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

※他店手形・小切手等を入金されたときは、「お引き出し金額」欄に払い戻しができる日にならが表示されます。

1-2-7-9

# 2021年8月10日のご利用代金明細表

2021年7月26日 発行

お名前	植田 徹 様
お支払い日	2021年8月10日 (火)
お支払い合計額	88,845円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2019年12月21日

金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
科目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	円換	換算レート	換算日	
植田 徹 様 ご利用分 [REDACTED]										
# 21/06/15	静岡ガスエネルギー	1,892	1	1	1,892	21年 6月	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	1-2-7-10
[REDACTED]										
# 21/07/07	東京電力 電気料金等	7,296	1	1	7,296					) 1-2-7-9
# 21/07/07	東京電力 電気料金等	2,834	1	1	2,834					
[REDACTED]										
植田 徹 様 ご利用分 [REDACTED]										
# 21/06/30	ドコモご利用料金/ID 7月分	21,632	1	1	21,632					) 1-2-7-11
# 21/06/30	ドコモ決済サービス等/ID 7月分	33,255	1	1	33,255					
<お支払い金額総合計>					88,845					

株式会社NTTドコモ  
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号  
 登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。  
 dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)  
 ※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります  
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)  
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)  
 ホームページ <http://dcmx.jp/>

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報提供費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費)・人件費		
内容	ガス料金 (6月分)		
年月日	令和3年8月10日	金額	946円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>領収金額 1,892円 × 1/2 = 946円</p> <p>通帳の号は 1-2-7-9 に 対応。</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と1/2 按分のため	1,892円	1/2	946円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植田 徹 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等関係費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	電話料金 (7月請求分)		
年月日	令和3年 8月 10日	金額	5,896 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>支払先NTTファイナンス 54,887円のうち</p> <p>ドコモ使用料 [REDACTED]</p> <p>(2,480円+ 1,790円) × 1.10 = 4,697円</p> <p>光電話使用料 7,095円</p> <p>4,697円+ 7,095円 = 11,792円 × 1/2 = 5,896円</p> <p>・ 明細書別添付</p> <p>通帳の等しい。1-2-7-9 に添付</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と1/2按分のため	11,792円	1/2	5,896円
		%	

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 7月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

1-2-7-11

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
[合計請求額の請求内訳]				
◇基本使用料等 (計)	10,880	10,880	基本使用料	合算
◇通話料・通信料 (計)	2,264	30	Xi・SMS通話料	合算
		90	5G・SMS通話料	合算
		1,700	音声オプション定額料	合算
		444	国内通話料 (ドコモ光電話)	合算
◇パケット定額料等 (計)	2,900	3,500	Xiパケット定額料 (データパック)	合算
		-600	Xiパケット定額料 (ずっとドコモ割プラス)	合算
		0	パケット定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,202	-2,590	付加機能使用料等	合算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合算
		100	請求書発行手数料	合算
		-1,500	各種割引適用額	合算
		12	ユニバーサルサービス料	合算
◇端末等代金分割支払金	2,662	2,662	端末等代金分割支払金	非対象等
◇決済サービス代金等 (計)	33,255	11,429	ドコモ払い/d払い (ご利用代金)	非対象等
		21,826	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/随時決済)	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	1,724	1,724	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	54,887	54,887	合計	(3回繰越請求)
<電話番号毎の請求内訳>				
[REDACTED]				
◇基本使用料等 (計)	2,480	2,480	ご利用期間 (6/1~6/30)	合算
		2,850	5Gギガライト	ステップ1 (1~1GB)
		-500	(内訳) 5Gギガライト	
		-170	(内訳) みんなドコモ割	2回線
		300	(内訳) dカードお支払割	
		0	(内訳) s pモード利用料	1.0G
			(参考) 高速通信ご利用アータ量は	
◇通話料・通信料 (計)	1,790	90	5G・SMS通話料	6月ご利用分
		1,700	かけ放題オプション定額料	
◇その他ご利用料金等 (計)	1,373	300	留守番電話サービス利用料	合算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合算
		750	ケータイ補償サービス (750円コース)	合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
		-380	あんしんパケットモバイル割引	合算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合算

\*\*\*NTTドコモからのお知らせ\*\*\*

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。  
[スマートフォン]はdメニュー、[iモード]はiMenu、[PC]はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分納請求のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 7月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

1-2-7-11

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		<p>&lt;NTTドコモからのお知らせ&gt;                      ○継続利用期間は、6月末で 19年3か月となりました。                      ○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は6月末で 1年10か月となりました。                      ○ポイントのお知らせ                      6月ご利用分に対する獲得ポイントは、 500です。                      (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 5,153円です。)                      ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。                      ○ステージのお知らせ                      6月末のステージは、 プラチナステージです。                      ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p> <p>ご利用期間 (6/1~6/80)</p>	
◆基本使用料等 (計) 5,700	5,200	戸巻・タイプA/西 (参考) plala利用 ドコモ光電話基本使用料	合 算 合 算 合 算
◆通話料・通信料 (計) 444	444	国内通話料	合 算
◆その他ご利用料金等 (計) 306	200	ダブルチャネル	合 算
	100	追加番号	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	合 算
◆消費税等相当額 (計) 645	645	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◆合計 7,095	7,095	合計	
		<p>&lt;NTTドコモからのお知らせ&gt;                      ○継続利用期間は、6月末で 3年4か月となりました。                      ○ドコモ光/戸巻のご契約期間は6月末で 1年4か月となりました。                      ○ポイントのお知らせ                      6月ご利用分に対する獲得ポイントは、 600です。                      (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,450円です。)                      ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。                      ○ステージのお知らせ                      6月末のステージは、 プラチナステージです。                      ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p>	